

## 第1章

# 死因究明等に係る人材の育成等

第1節	医師、歯科医師等の育成及び資質の向上	2
第2節	警察等の職員の育成及び資質の向上	12

## 第1節

## 医師、歯科医師等の育成及び資質の向上

## 1 法医学、歯科法医学等の死因究明等に係る人材養成と研究を推進する拠点の整備等

【施策番号1<sup>注1)</sup>】

文部科学省においては、平成29年度以降、基礎研究医養成活性化プログラムにより、不足する病理学や法医学等の基礎研究分野における優れた人材を養成するため、複数の大学が連携し、キャリアパスの構築を見据えた体系的で優れた教育を実施する国公私立大学の取組に対して必要な経費を支援してきた。

また、令和3年度からは、同事業において、新たに法医学教室で意欲的な取組を行う大学が中心となり、近隣の大学、その所在する地方公共団体等と連携し、法医学分野を目指す大学院生の養成や、臨床医、臨床歯科医等の学び直しを行う教育拠点を構築する取組を支援してきた。

これらの取組の結果もあり、令和6年5月1日時点で約170名の大学院生等が法医学や歯科法医学等の死因究明等に関する専門的教育を受けている。

## 2 大学に対する死因究明等推進計画等を踏まえた教育内容の充実の要請

【施策番号2】

文部科学省においては、医学・歯学・薬学教育のモデル・コア・カリキュラムに盛り込まれた法医学、法歯学、薬毒物分析等に関連する記載について、その内容を大学に周知するとともに、死因究明等推進計画の内容等を踏まえた教育内容の充実を要請している。

令和6年度は、全国医学部長病院長会議定例社員総会や、歯科大学学長・歯学部長会議等の大学・大学病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、教育内容の充実を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

注1) 死因究明等推進計画（厚生労働省ホームページ参照）との対応状況を明らかにするために付したもの。

## 資料1-1-2 医学・歯学・薬学教育のモデル・コア・カリキュラム（抜粋）

## 医学・歯学・薬学教育のモデル・コア・カリキュラム【令和4年度改訂】（抜粋）

医学	<p>第2章 学修目標 SO-03: 法医学 死の判定や死亡診断と死体検案を理解する。 SO-03-01: 死と法 SO-03-01-01 植物状態、脳死、心臓死及び脳死判定について理解している。 SO-03-01-02 異状死・異状死体の取扱いと死体検案について理解している。 SO-03-01-03 死亡診断書と死体検案書を作成できる。 SO-03-01-04 個人識別の方法を理解している。 SO-03-01-05 病理解剖、法医解剖（司法解剖、行政解剖、死因・身元調査法解剖、承諾解剖）について理解している。</p>
歯学	<p>C-4-4 法歯学 歯科的立場において社会での治安維持に貢献するために、法歯学に基づく方法を理解する。 学修目標： C-4-4-1 事件、事故及び災害時の犠牲者に対する法歯学的検査の手順、方法及びこれに関連する法規を理解している。 C-4-4-2 歯科領域に関連する損傷の検査及び鑑定について理解している。 C-4-4-3 法医解剖（司法解剖、行政解剖、死因・身元調査法解剖、承諾解剖）を理解している。</p>
薬学	<p>＜学修目標＞ 3)死因究明に関する社会的な影響、国際的な動向の解析、関連する規制・制度、及び関連法規の理解のもとに、実効性のある薬学的アプローチを立案する。 ＜学修事項＞ (7)死因究明における毒性学・法中毒学的アプローチ</p>

出典：文部科学省資料による

## 3 死体検案研修会の充実

## 【施策番号3】

厚生労働省においては、平成26年度以降、検案する医師の検案能力の向上を図ることを目的として、公益社団法人日本医師会（以下「日本医師会」という。）に委託して、検案に従事する機会の多い臨床医等を対象に、在宅死等を想定した基礎的な内容の死体検案研修会（基礎）及び大学の法医学教室等における現場実習を含む専門的な内容の死体検案研修会（上級）を実施している。

令和6年度も、前年度に引き続き、いずれの研修会も、講義部分については、受講者が受講者専用のWebサイト上で講義内容を収録した動画を視聴する方法等により実施した。また、より多くの医師がこれらの研修を受講することができるよう、令和3年度から死体検案研修会（上級）の受講者の募集人員を300人に増加させ（前年度比150人増）、令和4年度からは、死体検案研修会（基礎）の受講者の募集人員を1,000人に増加させた（前年度比300人増）。

令和6年度における死体検案研修会（基礎）の修了者数は630人、死体検案研修会（上級）の修了者数は61人であった。

## 資 1-1-3 病死検案講習会事業の概要

### 死体検案講習会事業

#### 1. 目的

臨床医等の検案能力の向上

#### 2. 講習内容(上級)



##### 座学中心

- 死体検案に関係する法令
- 死体検案書の書き方
- 検案の実施方法

など



##### 実習

監察医務機関や各大学法医学教室  
などにて現場実習

#### 【死因究明等推進計画】

厚生労働省において、日本医師会に委託して、検案に従事する機会の多い臨床医等を対象に、大規模災害への対応等を含む検案能力の向上を図ることを目的とした死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容及び方法の充実を図るとともに、医療関係団体等を通じて広く医師に対して参加を働きかけ、警察等の検視又は調査への立会いをする医師や、検案する医師を含め、当該研修を修了した者の数を増加させる。



#### ○令和2年度以降

新型コロナウイルス感染症対策のため、オンデマンド方式の講義を導入

#### ○令和2年度～令和4年度

毎年度、受講者の募集人員を増加

#### 修了者数実績

令和元年度	基礎176名	上級87名
令和2年度	基礎484名	上級0名
令和3年度	基礎543名	上級183名
令和4年度	基礎505名	上級84名
令和5年度	基礎484名	上級73名
令和6年度	基礎630名	上級61名

出典：厚生労働省資料による

## 4 異状死死因究明支援事業等の検証等

### 【施策番号4】

厚生労働省においては、死因究明体制の充実、疾病予防等の公衆衛生の向上に資することを目的として、異状死死因究明支援事業（P45 【施策番号49】参照）を活用するなどして実施された死亡時画像診断の事例の分析結果について検証を行う事業を実施している。

また、異状死死因究明支援事業を活用するなどして実施された解剖や死亡時画像診断に関する情報を収集し、関係機関において共有・分析するためのデータベースについて、各種法令や指針を踏まえ、適切に運用するための検討を行ったほか、その技術的課題や運用上改善を要する点の有無を明らかにするため、当該データベースを試行的に運用している。

## 5 都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等

### 【施策番号5】

警察においては、都道府県医師会と都道府県警察との協力関係の強化や死体取扱業務の

能力向上を目的として、死体の取扱いに関する合同研修会等を積極的に開催している。また、日本医師会が開催する死体検案研修会に検視官<sup>注2)</sup>等を派遣し、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力を行っている。

令和6年度は、35都道府県警察において、都道府県医師会との死体の取扱いに関する合同研修会等が開催され、法医学者や検視官等による最新の取扱事例や警察の死体取扱業務の状況に関する説明等の取組が行われた。

また、日本医師会が開催する死体検案研修会（基礎）がe-ラーニング形式で行われたところ、警視庁の検視官が講師となって、警察が行う検視や調査等について講義を行う動画を撮影し、提供するなどの協力を行った。

海上保安庁においては、都道府県医師会及び都道府県警察と調整を図り、死体の取扱いに関する合同研修会等への参画機会の拡充に努めるとともに、海上保安庁の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力を行った。

令和6年度は、4管区海上保安本部において、都道府県医師会との死体の取扱いに関する合同研修会等に参加した。

写真1-1-5

富山県警察医会、富山県医師会及び富山県警察等による  
富山県警察医会研修会・総会の様子



写真提供：警察庁

注2) 原則として、刑事部門における10年以上の捜査経験又は捜査幹部として4年以上の強行犯捜査等の経験を有する警視の階級にある警察官で、警察大学校における法医専門研究科を修了した者から任用される死体取扱業務の専門家。

## 6 検案する医師や死亡時画像を読影する医師への解剖等の結果の還元

### 【施策番号6】

警察及び海上保安庁においては、検案する医師や死亡時画像を読影する医師の育成及び資質の向上に資することを目的として、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。以下「死因・身元調査法」という。）第6条の規定に基づく解剖（以下「調査法解剖」という。）や第5条の規定に基づく死亡時画像診断等により得られた結果について、捜査への影響等に留意しつつ、検案する医師や死亡時画像を読影する医師に結果を還元するよう努めている。

## 7 死亡時画像診断に関する研修会の充実

### 【施策番号7】

厚生労働省においては、平成23年度以降、死因究明のため、CT等を使用して行う死亡時画像診断について、医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を図るため、日本医師会に委託して、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像撮影・診断に関する法令、倫理、医療安全、技術等について研修する死亡時画像診断研修会を実施している。

令和6年度も、前年度に引き続き、受講者が受講者専用のWebサイト上で講義内容を収録した動画等を視聴する方法により講義を実施した。また、より多くの医師等が本研修会を受講できるよう、令和4年度から受講者の募集人員を医師・診療放射線技師ともに各1,000人に増加させた（前年度比各700人増）。

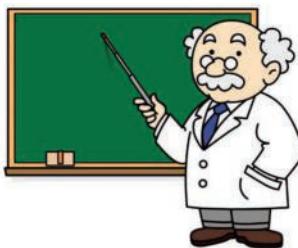
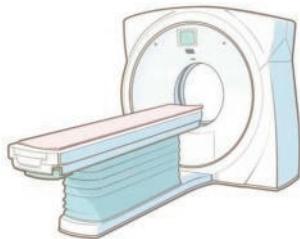
令和6年度における本研修会の修了者数は、医師が584人、診療放射線技師が622人であった。

## 資1-1-7 死亡時画像読影技術等向上研修事業の概要

## 死亡時画像読影技術等向上研修事業

## 【死亡時画像読影技術等向上研修】

- CT等を使用した死亡時画像の撮影、読影には特殊な技術や知識が必要となることから、放射線科医等の医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を目的として研修を実施し、異状死等の死因究明の推進を図る。



## 【死因究明等推進計画】

厚生労働省において、日本医師会に委託して、死亡時画像診断を行う医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術の向上を図ることを目的とした死亡時画像診断に関する研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容及び方法の充実を図るとともに、当該研修を修了した医師及び診療放射線技師の数を増加させる。



## 修了者実績

令和元年度	医師118名	診療放射線技師71名
令和2年度	医師148名	診療放射線技師139名
令和3年度	医師263名	診療放射線技師263名
令和4年度	医師756名	診療放射線技師598名
令和5年度	医師710名	診療放射線技師536名
令和6年度	医師584名	診療放射線技師622名

- 令和2年度以降  
新型コロナウイルス感染症対策のため、オンデマンド方式の講義を導入
- 令和3年度～令和4年度  
毎年度、受講者の募集人員を増加

## 【死亡時画像診断の有用性等の検証事業】

- 異状死死因究明支援事業で実施する死亡時画像診断の情報を収集・分析し、死亡時画像診断の有用性等を検証する。また、検証結果を踏まえ、研修マニュアルの改善に活用する。

出典：厚生労働省資料による

## 8 小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集及び分析等

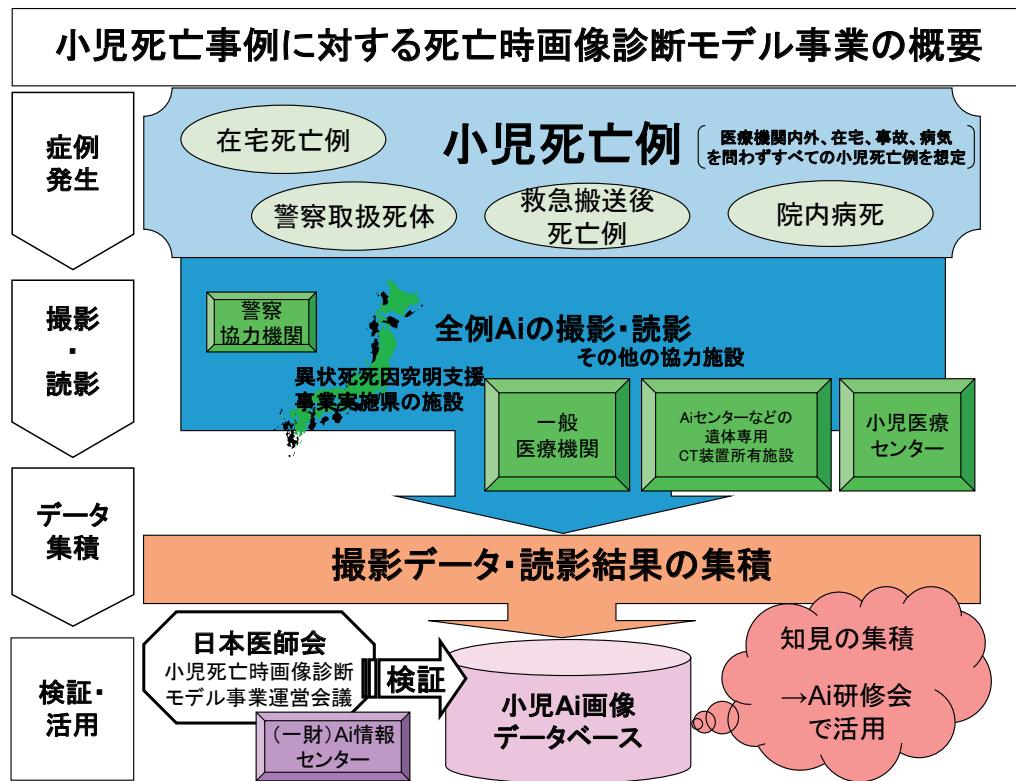
## 【施策番号8】

厚生労働省においては、平成26年度以降、日本医師会に委託して、小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報を収集及び分析し、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等の検証を行うとともに、その結果を死亡時画像診断に関する研修資料の改善等に活用する小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業を実施している。

令和6年4月1日時点で、小児死亡例に対する死亡時画像診断の画像データ等の提供を行うなど、同事業に協力している施設は47施設あり、令和6年度は、これらの施設から、10件の小児死亡例について死亡時画像診断の画像データ等の提供を受け、分析を行った。

また、分析結果を踏まえて、日本医師会に委託して実施している死亡時画像診断研修会の研修資料を作成したほか、日本医師会のWebサイトに掲載している死亡時画像診断に関するe-ラーニングシステムに画像所見等を掲載し、その内容を充実させた。

## 資料 1-1-8 小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業の概要



出典：日本医師会資料による

## 9 死亡時画像診断に関する研修会等への警察による協力

### 【施策番号9】

警察においては、死亡時画像を読影する医師及び撮影する診療放射線技師の資質の向上に資することを目的として、各都道府県において開催される死亡時画像診断に関する研修会等に検視官等を派遣し、死亡時画像診断を実施した事例の紹介を行うなどの協力を実行している。

## 10 死因究明等に係る研修会の実施及び協力についての大学への要請

### 【施策番号10】

文部科学省においては、死因究明等に係る研修会の実施及び協力について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学への周知を図っている。

令和6年度は、全国医学部長病院長会議定例社員総会や、歯科大学学長・歯学部長会議等の大学・大学病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等に係る研修会の実施及び協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

## 11 都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等

### 【施策番号 11】

警察においては、都道府県歯科医師会と都道府県警察との協力関係の強化や身元確認業務の能力向上を目的として、公益社団法人日本歯科医師会（以下「日本歯科医師会」という。）と協議の上策定した合同研修・訓練の実施に関する指針に基づき、合同研修会等を定期的に開催しており、身元確認作業の訓練や検視官等による死体の取扱いの状況の説明等を行っている。

令和6年度は、42都道府県警察において、都道府県歯科医師会との身元確認業務に関する合同研修会等が開催され、死体からの歯科所見の採取要領等に係る訓練等が行われた。

海上保安庁においては、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を図り、身元確認業務に関する合同研修会等への参画機会の拡充に努めるとともに、海上保安庁の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力をを行っている。

令和6年度は、9管区海上保安本部において、都道府県歯科医師会との身元確認業務に関する合同研修会等に参加した。

**写真1-1-11 新潟県歯科医師会等と新潟県警察による多数死体取扱訓練の様子**



写真提供：警察庁

## 12 大学への死因究明等に係るカリキュラム内容や教育方法等の事例の紹介

### 【施策番号 12】

文部科学省においては、基礎研究医養成活性化プログラム等により構築された大学における死因究明等に係る先進的な教育事例等について、その概要を各大学に紹介している。

令和6年度は、全国医学部長病院長会議定例社員総会や、歯科大学学長・歯学部長会議等の大学・大学病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等に係る先進的な教育事例等について紹介した。

## 13 大学への死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性の周知

### 【施策番号 13】

文部科学省においては、死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学への周知を図っている。

令和6年度は、全国医学部長病院長会議定例社員総会や、歯科大学学長・歯学部長会議等の大学・大学病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性の周知を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

## 14 法医解剖の実施施設を研修施設とすることも可能であること等の医師臨床研修指導ガイドラインへの明示

### 【施策番号 14】

厚生労働省においては、研修医が死因究明に係る医師の社会的役割やその重要性を認識できる機会の創出に資するよう、臨床研修において保健・医療行政の選択研修を行う場合に、法医解剖の実施施設を研修施設とすることも可能であること等を医師臨床研修指導ガイドラインの改正により明示した。また、各都道府県に対して、当該ガイドラインを改正したことを周知し、その内容の了知及び管下の臨床研修病院、保健所設置市、特別区、関係団体等に対する周知を依頼した。

## 資1-1-14 医師臨床研修指導ガイドライン－2024年度版－（抜粋）

## 医師臨床研修指導ガイドライン－2024年度版－（抜粋）

## 第2章 実務研修の方略

## II 実務研修の方略

臨床研修を行う分野・診療科

&lt;必修分野&gt;

⑫ 選択研修として、保健・医療行政の研修を行う場合、研修施設としては、保健所、介護老人保健施設、社会福祉施設、赤十字社血液センター、健診・検診の実施施設、国際機関、行政機関、矯正機関、産業保健の事業場等が考えられる。また、[法医の研修を行う場合の研修施設としては、法医解剖の実施施設が考えられる。](#)

&lt;解説&gt;

必修分野及び一般外来以外の分野の研修期間中、下記の研修目的と研修方法を参考に上記施設での研修が実施できるよう、研修医の希望に応じた研修環境を臨床研修病院が整備することが望ましい。

※保健所等は地域医療研修の中で1～2日の研修を行うことは可能。

**9) 法医解剖の実施施設**

**研修目的：死因究明における医師の社会的役割を認識するとともに、その業務の実際を学ぶ。**

**研修方法：大学法医学教室、監察医務機関その他の法医解剖を実施している施設において、死因究明の社会的意義や制度に関する講義を受けた後に、死体検案、法医解剖、死後画像検査、薬毒物検査、死因判定等の各プロセスにおける高度な知識・技能習得に向けた実務研修を行う。**

出典：厚生労働省資料による

## 第2節

## 警察等の職員の育成及び資質の向上

### 1 検視官、検視官補助者等に対する教育訓練の充実

**[施策番号 15]**

警察においては、毎年度、適正な死体取扱業務を推進して犯罪死の見逃しを防止することを目的として、死体取扱業務に従事する警察官に対する教育訓練を行っており、警察庁においては、死体取扱業務の専門家である検視官及び検視官補助者に対し、法医学者、歯科法医学者等による講義等を実施している。

また、これらの研修がより効果的なものになるよう、特定非営利活動法人日本法医学会（以下「日本法医学会」という。）等と協議を行うなどして、既存の講義内容の見直しを含め、内容の充実を図っている。

このほか、各都道府県警察においては、死体取扱業務に従事する警察官や一般の警察官に対して、死体取扱業務に関する研修を実施している。

#### 写真 1-2-1 兵庫県警察における死体取扱業務に従事する警察官に対する研修の様子



写真提供：警察庁

### 2 全国会議等を通じた各都道府県警察の好事例等に関する情報共有

**[施策番号 16]**

警察庁においては、死体取扱業務に従事する警察官の知識及び技能の向上を図ることを目的として、検視官等を対象とした全国会議を開催し、事例発表や意見交換を行うなどして、各都道府県警察における好事例や効果的な取組等に関する情報の共有を図っている。

### 3 死体取扱業務に必要な知識及び技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充

【施策番号 17】

海上保安庁においては、海上保安官を大学の法医学教室に一定期間派遣し、大学の教授等の指導の下で解剖への立会い等に従事させることを通じて、法医学に関する高度な知識及び技能を修得させる研修（以下「法医学研修」という。）を実施している。

令和6年度は、15大学の法医学教室に15名の海上保安官を派遣した。

写真 1-2-3 → 法医学研修の様子



熊本大学



産業医科大学



大分大学

写真提供：海上保安庁

### 4 海上保安官の鑑識業務等に関する研修の充実

【施策番号 18】

海上保安庁においては、海上保安官に、鑑識業務や死体取扱業務に必要な知識及び技能を修得させるとともに、これらの業務に係る指導者を養成するため、実習を中心とした専門的な研修（以下「鑑識上級研修」という。）を実施するとともに、法医学等に係る検定を実施している。

また、鑑識上級研修を修了し、検定に合格した者であっても、修了後、相当期間が経過した者については、その知識及び技能の維持及び向上を図るための研修（以下「上級鑑識技能維持研修」という。）を受講させることとしている。

このほか、海上保安官を、都道府県警察が主催する鑑識業務や死体取扱業務に関する研修に参加させたり、管区海上保安本部等に法医学者等を講師として迎え、死体取扱業務に関する講義を受講させたりするなど、多様な研修機会を通じて、海上保安官の鑑識業務や死体取扱業務に係る知識及び技能の維持及び向上を図っている。

写真 1-2-4 海上保安庁における上級鑑識技能維持研修の様子



写真提供：海上保安庁

## 5 都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等

【施策番号 19】(再掲)

P 4 【施策番号 5】参照

## 6 都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等

【施策番号 20】(再掲)

P 9 【施策番号 11】参照

## TOPICS

### 1 第二管区海上保安本部における鑑識官等の育成

第二管区海上保安本部では、令和6年7月、管内10部署の鑑識官等計30名を招集し、鑑識官研修を開催した。

同研修では、身元不明死体からの指紋採取、血中アルコール簡易検査等の実務研修のほか、部外講師としてグリーフケアの専門家を招き、グリーフケア講習を実施した。

グリーフケア講習では、災害遺族の心理解説、死体変化対応軽度処置と造形心理学、死後硬直の解き方、損傷部位の復元、感染対策と冷却・衛生保全管理等の遺体取扱実務に関する内容のほか、遺族に対応する際の心得として、

- ・遺族の悲嘆の仕組み
- ・遺族の悲嘆への理解
- ・悲嘆を抱える遺族の特徴と対応
- ・普段の言葉からグリーフケアへの変換（ご遺体→ご本人又は名前、動かす→移動する、出棺→ご出発など）

等について講義が行われた。

本講習を通じ、遺体の基本的な取扱いのほか、遺族心理やグリーフケアの基礎、遺族対応の手法を習得するとともに、その重要性を確認した。

#### グリーフケア講習の様子



写真提供：海上保安庁

